

戦後期日本における中国人留学生の生活難と政治姿勢をめぐる葛藤 — 救済金問題を事例に —

王 雪萍

はじめに

一九四五年八月十五日の日中戦争の終結に伴い、在日華僑・留学生の生活は、言葉で言い尽くせないほど大きく変化した。日中戦争中の在日華僑・留学生の生活について、羅晃潮のまとめによれば、日中戦争勃発後、一部の留学生と華僑が帰国する一方、捕虜や労働者として日本に連れてこられた人を含め、様々な理由で日本に渡来した中国人も多数存在した。⁽¹⁾開戦によって中国人留学生が大量帰国した後、東北の満州國、汪精衛政権といった傀儡政権から日本へ相当な人数の留学生が派遣された。また、植民地台湾の学生は「日本國の臣民」として、日本の大学への進学が長年続いていたことを川島真の研究でも指摘している。⁽²⁾

在日華僑と留学生の生活について、羅晃潮の調査では、満州事変以降、日本政府が立法手段等で、中国人の団体や個人の活動を制限したため、多くの華僑の経済活動及び日常生活は困窮状態に陥ったと指摘している。⁽³⁾

また、神戸中華会館百年史の記録の中にも、当時の中国人の境遇が詳細に記されている。開戦後、敵国民と日本国

民の区別が強まるなか、日本の内務省は日本に滞在していた中国人を保護する指示を出したものの、多くの中国人は失業などの問題で日本を離れて帰国せざるを得なくなつた。しかも、日本政府は保護を支持する一方で、華僑に対し大規模な弾圧を行つた。神戸在住の華僑の場合、三度の弾圧を経験し、華僑団体や華僑学校の改組、閉鎖に加え、多数の華僑商店（中華料理店を含む）が倒産に追い込まれた。一連の弾圧は、日本における華僑の影響力に加え、生命維持に関連するリスクへの対処能力の大幅な低下をもたらした。一九四四年に神戸中華同文学校で学んでいた華僑学生の回想によれば、最も記憶に残つた当時の出来事は、食糧不足であった。また、日本政府は中華学校の教科書、教育内容、教師に対する審査を徐々に強化し、十分な民族教育を行うことができなくなつた。中華学校の教師や学生の安全確保さえ困難になつていく。一方、日本の学校に在籍していた中国人の児童・生徒も、日常的に日本人の子供から民族意識に基づく差別を受けた。⁽⁴⁾

筆者の調査でも、戦争中に日本に来た留学生は、華僑と同様その多くが食料不足による飢餓を経験していた。勤労学生として来日した台湾や満州国の学生も、工場や鉱山での給料では学費を払つた後、必要な食料品や服の購入もままならなかつたことがうかがえる。⁽⁵⁾

以上のように日中戦争中の留学生・華僑の生活は苦難に満ちたものであったことから、一九四五年の日本の敗戦は、戦時中に解体された団体を再建する機会を留学生に与えたと言えよう。一九四五年八月以降、日本における留学生の団体がどのように組織され、またどのような発展を遂げたのか。さらに、中国大陸と台湾の留学生の間で問題はなかつたのか。一九四六年に中國内戦が始まり、さらに一九四九年に中華人民共和国（以下、中国）が成立するといった一連の政治変動は、留学生の団体にどのような影響を与えたのか。

本稿は上記の問題意識に基づき、終戦直後から一九五〇年代までの中国人留学生団体の発展の軌跡を整理する。とくに、戦後の中国人留学生の活動に大きな影響を与えた中国留日同学総会（以下、同学総会）の事例分析を中心に進

めたい。留学生は、在日華僑に比べて日本での生活基盤が脆弱であつたため、派遣政府からの奨学金や家庭からの仕送りが途絶えてしまうと、生活に窮する場合が多かった。そのため、同学総会は発足当初より留学生のための救済金を作る構想を持っていた。中国人留学生への救済金は、準備段階も含めれば一九四七年から始められ、配布は一九五七年まで続いた。その過程では、在日華僑、中華民国政府（以下、国府）の駐日代表団（以下、代表団）、中華人民共和国政府（以下、人民政府）の華僑事務委員会（以下、僑委）の援助を受けた。国共内戦、そして中華人民共和国の建国の影響を受け、留学生の救済金は糾余曲折を辿った。そこで、本稿は救済金の準備から、資金集め、配布、さらには停止に至る主要過程を個別に分析しながら、留学生救援金をめぐる戦後中国人留学生の生活面、政治思想面の変容過程だけではなく、同学総会及び在日華僑と、国府、中国共産党（以下、中共）との関係も明らかにしたい。

戦後における日本華僑社会について、朱慧玲・中国国務院教務弁公室国外司副司長は、冷戦構造の視点で戦後日本の華僑組織の分裂を分析するとともに、親中国と親台湾というイデオロギーの異なる華僑組織が日本各地で作られたことを著書の中で紹介している⁽⁶⁾。また、戦後華僑・留学生運動に関する最も詳細な資料として、日本華僑華人研究会の著書が挙げられる。ただし、検証する価値は高いと思われる半面、同書は戦後五〇年以上経過して当事者によってまとめられたものであるため、客観的な視点には若干欠け、史料の出典も明記されておらず、学術研究としては評価しにくい。

他方、日本の中国人留学生による団体の設立、団体間の連携、最終的な統合過程については、川島真⁽⁸⁾、何義麟⁽⁹⁾の先行研究がすでに存在する。しかしながら、中国人留学生の生活に深くかかわった救済金問題については、日本華僑華人研究会の著書を除けば、ほとんど触れていない。そこで、①筆者自身が中国人留学生・華僑学生に対して行ったインタビュー調査、②留学生・華僑によって発行された『中国留日学生報』（以下、『学生報』⁽¹⁰⁾）と『東京華僑会報』⁽¹¹⁾を利⽤して、同学総会が留学生の生活面での問題解決のために実施した救済活動を分析し、同学総会の政治姿勢の変化に

ついても分析する。⁽¹²⁾ 本稿で使用した資料の一部は、親中共の留学生・華僑団体へのインタビュー調査の記録であり、当事者による解釈が含まれているため、完全に客観的な資料としては認められないかもしない。しかしながら、戦後日中両国政府の檔案資料が全面公開されていない現状では、当事者へのインタビュー記録も十分な参考価値があると考えている。また、同学総会は一九四〇年代末以降、親中共団体へと変容したため、その機關紙である『学生報』も、その立場から報道していることから、事実を正確に反映していない部分もあるう。本稿はこうした特徴に留意したうえで、資料に描かれた戦後期における親中共サайдの留学生団体の変容過程を明らかにしたい。

戦後、中国人留学生の生活は困窮を極めた。⁽¹³⁾ そのため、留学生の救済問題は、一九四六年に設立した同学総会にとって、発足当初から重要課題になっていた。留学生の救済金問題に関する情報は、『学生報』で隨時掲載されていたことから、本稿では、一九四七年から一九五七年までの『学生報』での報道内容の分析を通じて、同学総会の政治姿勢の変容過程を追跡する。

一 留学生救済金の準備と初期活動

一九四五年八月の日本の敗戦後、台湾華僑による台湾同郷会の発足と同時に、台湾出身の学生を中心とする台湾学生会も結成された。⁽¹⁴⁾ また、十月二十八日には、台湾同学同盟が東京女子大学の講堂で成立大会を開催した。何義麟の調査によると、台湾同学同盟だけで会員数は当時約一〇〇〇名に達していた。⁽¹⁵⁾

他方、東京地域の中國大陸出身の留学生は、一九四五年末に「中華民国留日学生東京同学会」を設立した。⁽¹⁶⁾ この東京同学会の発足後、北海道、盛岡、仙台、横浜、京都、大阪、神戸、福岡と長崎にも同学会が設立された。一九四六年一月、東京同学会は幹部構成に際して、台湾学生連盟という台湾人学生組織の中から副代表を選ぶことを決定した。⁽¹⁷⁾

これが日本全国の大陸系及び台湾系留学生団体の統合に向けた第一歩となつた。そして、東京同学会を中心に、全国各地の大陸系及び台湾系の同学会組織が共同で、中国留日同学総会（同学総会）を発足させた。一九四六年五月二十一日の同学総会設立総会では、東京同学会の主席である博定を主席に、台湾学生連盟の委員長である羅豫龍を副主席として選出すると同時に、機関報『学生報』の発刊も決定された。⁽¹⁸⁾

留学生の生活救済のため、全日本の中国人留学生を代表する同学総会は、成立後から救済金の配布を検討するようになった。まず、日本全国各地の華僑から寄付を募ろうと、華僑総会に協力を求める動きが始まった。一九四七年三月十九日、華僑総会第十次全体委員会において「学生救済問題」という議題が提出され、博定・同学総会主席は、提案理由とそれまでの経緯を報告した。結果、華僑総会内に寄付金募集団を組織し、各地で寄付を求める遊説を行うことが決まった。しかも、出席した華僑の中から寄付の申し出もあり、会場は感激の雰囲気に包まれたようである。林以文委員の一円を筆頭に、林清木、甘文芳の二人の華僑総会副会長及び各委員、中国通迅社の楊春松などが当日寄付を申し出た。北陸方面や京都地方の華僑代表も、留日学生への救済協力を表明した。しかし、この時点では救済対象の基準がまだ決まっておらず、検討をさらに進め、寄付金による救済が行われる見込みであると、『学生報』は報じている。⁽¹⁹⁾

同学総会が考えていた留学生の救済には、生活面だけではなく、勉学の面の支援も含められたようである。寄付金の募集を続ける一方、同年五月には、生活苦に追われていても、學習に必要な本を読みたい学生のために、東京同学会は図書館を開設した。この図書館に、辞書や専門書を含む一万三千冊の図書を収蔵する目的で、半年分の予算として十万五千円が準備された。⁽²⁰⁾

一九四七年に、同学総会はなぜ、留学生の救済を華僑総会や各地の華僑に協力を積極的に求めるようになったのであらうか。留学生の生活困窮の問題発生との関連性を指摘できる。中国人留学生は戦勝国民として、GHQ（連合国

軍最高司令官總司令部)からの特別配給をもらえる立場であり、日本の敗戦直後の生活状況はそれなりに安定していた。留学生も生活の余裕があったので、各地同学会や同学総会の設立、組織の活動にも積極的に参加した。しかし、一九四六年以降、留学生は生活苦、中国の内戦による政府への不信などの理由から、将来展望を見失った人も多かったようである。一九四七年五月十五日の『学生報』に、留学生の精神面に関する文章が掲載され、多くの留学生が同学総会と距離を置くようになった主な理由として、①一九四六年十月の貸費停止⁽²²⁾に伴う生活苦、②中國国内政局に対する失望を挙げた。これに対して、同学総会は即座に反論したが、中国本土での内戦を契機とする組織の求心力の低下を反論だけでは阻止できなかつた状況も看取される⁽²³⁾。以上の点から、筆者は、同学総会が留日学生の救済に積極的に取り組むことによつて、留学生内の求心力を高めようとしたのではないかと推測する。

留学生への救済も視野に入れながら、一九四七年の夏休み中に、同学総会と各地の同学会は、日本各地の留学生寮に住んでいた中国人留学生の生活実態調査を実施した。神戸のように留学生の大部が華僑の子弟であった地域では、生活難はそれほど問題になつていなかつたが、東京、京都などの地域では、寮費及び食費、書籍代を賄うため、留学生が内職やアルバイトに励む実態が浮かび上がつた⁽²⁴⁾。学生の内職、アルバイトは学業に支障を來すので、一日も早く救済金を留学生に配布したいと考える在日華僑は多かつた。東京地域では留学生支援のために設立された援護会による救援に乗り出そうとしたものの、援護会と東京同学会の執行部が救済金の管轄権限等をめぐつて対立し、救済金の配布をすぐには実行できなかつた。留学生が勉強に専念できない状況を憂慮し、一九四七年九月一日、援護会と東京同学会が共同管理することで交渉はまとまつた⁽²⁴⁾。九月上旬に四万円、月末にも四万円を救済金として支払うことになつたが、『学生報』には援助した人数や金額を掲載しなかつた。夏休みの生活調査では、東京で百四十二名の留学生が救済を申し出たこと、当時の留学生の多くは一ヶ月千円以下で生活していたことを踏まえると、救済金として支払われることになつた八万円という額では、東京の留学生の困窮解消さえ期待できない規模であつたが、留学生救済に向

けた第一歩を踏み出したと言える⁽²⁵⁾。

その後、一九四七年三月に同学総会と華僑総会によって提起された募金による留学生救済策は進展したのであろうか。同年十月十五日の『学生報』には、その救済案の情報が継続されたが、短い記事であつたため詳細な情報を知る由もないが、「総会に於いて大々的な義捐金募集委員会を組織するか、代表団に直接救済の具体策を検討するかの二方策が提出されたのであるが、先、范琦旧主席及旧執行部からの報告にもあった如く、大々的な義捐募集中期を失している状態で従つて前項の案の実現不可能であり、留学生救済に関しては、各地方同学会が独自の立場に於いて、義捐委員会を組織するなど、他の方途を探すなりしてやつていく以外には打開策は考えられない。ということでこの問題は一段落⁽²⁶⁾と記されており、一九四七年十月の時点では、全国レベルでの留学生救済問題は事実上進展が見られない状況であった。一九四八年一月十五日の『学生報』では、同学総会の一九四七年一年間の活動をまとめ、その中に留学生への救済が全く進展できなかつたことに対する反省とともに、同学総会の財政難について載せている⁽²⁷⁾。

一九四八年以降、編集責任者が交代したこともあってか、『学生報』は留学生や華僑関連の情報よりも、中国国内のニュースに重点が置かれるようになり、救済金に関する情報が掲載されない時期がしばらく続いた。

二 国府駐日代表団からの協力確保に向けた動き

日本全国レベルでの留学生救済が進展を見せないまま、時間だけが過ぎていく状況に対し、同学総会は焦燥感を示すようになる。一九四八年九月一日の『学生報』では論説を発表し、留学生への最低生活保障を訴えた。とくに、華僑からの援助があるにもかかわらず、困窮状態を深める留学生の状況を説明したうえで、その状況を当然知つてい

る「当局」が緊急措置を講じない姿勢を批判した。⁽²⁸⁾ 文章では「当局」についての説明はなかつたが、國府駐日代表團を指すと推測できる。この論説から、同学総会はすでに華僑からの援助よりも中國政府を代表する代表團に救済を期待するようになり、対策実施を働きかけていた状況が読み取れる。

しかし、こうした働きかけに対して、一九四八年十一月五日の代表團と留日学生の歎談会の際、代表團の組長は留学生の生活状況に対して憂慮を見せながらも、補助を与えることはできないと表明した。⁽²⁹⁾

一九四九年に入つてから、同学総会は代表團への働きかけをさらに強化する。それは留学生・華僑の生活が一段と厳しくなつたことと関係している。G H Qは一九四九年五月、戦勝国民を含めた外国人に対する特別配給の中止を決定した。華僑総会は抗議したもの、この決定によって留学生・華僑に対する公的援助を受けられなくなつた。⁽³⁰⁾

G H Qの決定により、生活難が一層深刻になつた留学生を救済しようと、同学総会は一九四九年四月二十九日、留日学生救済対策委員会（以下、救対会）を組織内に結成した。その後、救対会は日本の外務省や農林省の次官をはじめ、関係部局を訪問し、協力を求めたが、得られる答えは、G H Qの指令通り、特別な救済策は講じられないというものばかりであった。そこで、救対会はG H Qとの交渉を決定したが、成果を得るためにも、代表團と交渉を進め、ある程度有利な結果を得た後でと判断した。ところが、肝心な代表團との交渉は、この段階でも芳しくなかつた。『学生報』は、代表団との交渉が①一人当たり月八千円の公費、②留学生食料特配の確保の二点を中心に進められたことを紹介している。一点の要求を代表団の第四組長に文書で提出したところ、第四組長と僑務処長は関心を示し、協力的な姿勢を示したもの、代表団の商震団長に面会し、直接懇願したいとの一週間にわたる連日の要請に対しても、団長が着任したばかりで多忙であることを理由に、拒否した。⁽³¹⁾

しかし、五月下旬に入り代表団の態度は突如変化した。五月二十一日、同学総会東京会員大会が開催された際、代表団団長は会場まで出向き、留学生問題への関心を表明するとともに、救済問題に関して、「当面学生救済について

は、先ず代表団より臨時救済金を出す。一方において国内の政府当局に対し打電して公費やその他方策を講じる。あくまで中国政府や僑胞の手で留日同学に対する具体的救済策を行う」と明言した。⁽³²⁾

団長の言葉通り、代表団から臨時救済金として十六万五千円が支給されたため、同学総会は病氣入院中の五十名の留学生に配布する準備を始めた。その他にも、代表団は同学総会の要求通り六月上旬に国府に公文を出した。公文では政府送金あるいは日本国内でねん出（中身については、後述）の二つの案が盛り込まれ、代表団は遅くとも一か月以内に結論を出すと約束したと『学生報』は報じている。⁽³³⁾

また、留学生の食料問題についても、『学生報』にG H Qや日本の農林省に応急米の配給を要請していることが紹介され、各地の中国人留学生団体には留学生の実態調査への協力を求めた。⁽³⁴⁾さらに、同学総会全国代表委員会での議論を経て、留学生に救済金を配布するための全国組織である中国留日学生奨学会（以下、奨学会）が六月二十五日に成立した。⁽³⁵⁾七月二十五日、奨学会の章程が同学総会の全国代表大会で採択され、奨学会の理事を関東五名、関西三名、華僑三名で構成し、理事長は同学総会の主席が兼任することになった。⁽³⁶⁾

三 財源ごとに、主導権争いが生じた救済金

奨学会の発足で救済金配布は直ちに実施されたと思われたが、八月に入り事態は急変した。八月十五日の『学生報』は一面全部を割いて、留学生救済金の四つの財源及び分配の主導権争いを紹介しているが、以下では財源ごとに、主導権が争われた過程を詳細にみていただきたい。

1 苦学会による募金と奨学会との主導権争い

東京地域の留学生を救済する目的では、奨学会以外にも苦学会という組織が当時存在した。『学生報』の報道によると、一九四九年三月、後楽寮（東京の中国人留学生寮）を主体として貧困学生が苦学会を結成した。結成に当たり、苦学会の責任者である李桂山と王枢は学生救済の募金活動を展開したいので、同学会（同学総会のこと）で承認してほしいと申し出た。そもそも、後楽寮の留学生組織と同学総会の間に、直接の従属関係はなかつたにもかかわらず、なぜ彼らは同学総会の承認を得る必要があったのか。それは、募金運動に対して代表団の後援を受けようと、苦学会が代表団の第四組に趣意書を持っていったところ、留学生の唯一の組織団体である東京同学会⁽³⁷⁾と相談し承認を受けるようにと返答されたためであった。この対応から、代表団は当時東京同学会が中国人留学生を代表する組織と位置付け、留学生間の問題はできるだけ同学会を通じて解決しようという意向を持っていたことが分かる。

同じ頃、同学総会は留学生救済のために奨学会を設立しようとしていたが、資金のめどが立たず直ちには設立できない状態であった。こうした状況の下、留学生の救済関連組織の乱立を懸念しつつも、東京同学会は検討の結果苦学会に対し、「苦学会の趣旨に大いに共鳴し賛成するものであるが、苦学会が募集した金は無断で使用せずに奨学会の成立を待つてそれと合併し、苦学会の委員も奨学会に入り单一組織として同学の救済を行うという条件の下に苦学会の承認をする」と回答した。この回答に対し、李、王は受け入れ、苦学会の趣意書も同学総会の意見を盛り込んだ形で書き換えた。同学会も、自らの意見が反映された趣意書に判を押した。同学会としては、救済の為の募金は別々に行つても構わないが、救済金の配布については自身の組織を通じて救済が必要な日本各地の中国人学生に統一的に実施する点だけは譲れなかつたのである。その後、苦学会は代表団の後援を受けて募金活動を行い、百万円近いお金を集めめたとされる。苦学会から東京同学会に対して募金状況の報告がなかつたことから、同年四月末、林傑榮（東京同学会主席、同学総会副主席）は、李桂山に苦学会が勝手に金を分配しないよう要求し、李もそんなことは絶対しない

と約束した。ところが、五月中旬の東京同学会の会員大会の席上、苦学会の王枢は苦学会が募集した救済金を分配するに発表した。これに対し、東京同学会の幹部は、苦学会側の王枢・李桂山と激しい論争を展開した。結局、発表当日の東京同学会の代表委員の会合において、次の代表委員会までに奨学会を成立させ、奨学会と苦学会を併合すべきとの決議を採決した。⁽³⁸⁾

苦学会側による救済金配布の発表は、同学総会による奨学会成立の遅れを理由としていた。一方同学総会は、苦学会が奨学会の成立を待つて救済金を配布するという三月の趣旨書に書かれた約束を破り、救援金活動に混乱をもたらしたと苦学会を糾弾した。また、『学生報』の記事を読むと、苦学会と同学総会の不一致には代表団も絡んでいたようである。王枢が代表団と個人的に緊密な関係を持っていたため、留学生救済金の件では代表団と組んで同学総会と主導権をめぐって激しく争つたと推測されるからである。⁽³⁹⁾

その後、救済金をめぐる苦学会と同学総会の対立は膠着状態を続けていたが、苦学会の李桂山が一九四九年六月に同学総会の主席として選出されたことで問題解決の糸口が見出された。⁽⁴⁰⁾ 同学総会の主席に就任した李桂山は奨学会がある以上苦学会は不要だと考え、同学総会の奨学会と合併するよう提案した。それでも苦学会は合併に同意せず、李桂山は七月に苦学会を脱会した。⁽⁴¹⁾

また、代表団が留学生救済基金保管委員会（詳細は、後述）を作った際、同学総会の李桂山と苦学会の王枢の二人を学生代表に指定した。代表団が学生代表を指定した問題を受け、七月二十六日に開催された同学総会全国代表委員会では、「苦学会は奨学会に合併する。苦学会がそれに応じないときは全留学生の救済事業に対する分裂行動となるから強硬な手段をとること」が決議された。⁽⁴²⁾

九月十一日の同学総会の東京代表委員会では、苦学会問題をめぐり同学総会と苦学会は激しい議論を展開した。その際、代表団宛てに提出した東京同学会主席林傑榮、副主席高銘智、苦学会代表委員李桂山、王枢の連名で署名され

た苦学会の設立申請書が持ち出され、「同学会の下に苦学会を設ける」との文言があることを双方は確認した。最終的に、苦学会と奨学会の合併を最も強く拒否していた王枢が「個人としては合同に何らの異議のない」ことを明言し、さらに苦学会の委員である馬広秀も緊急に苦学会員大会を招集し、遅くとも合同に向けた具体的方法を十九日までに提示すべく努力すると確約した。これでようやく苦学会問題は解決したかに思われた。⁽⁴³⁾

しかし、九月十一日の同学総会と苦学会の会合で申請書などの証拠を見せられて、仕方なく合併に同意した苦学会は、合併の約束を反故にし代表団に同学会を提訴して、仲裁を求めたのである。しかも、その提訴文には、王毓声（元同学総会主席）と林連徳（元同学総会主席）の名前が無断で列記され、同学総会側を激怒させた。その後同学総会側は、全国代表委員会、東京代表委員会の決議に基づき再三にわたって勧告したが、苦学会はそれを無視し交渉にも誠意を示さなかつた。結局、九月三十日に中華人民共和国成立に対する支持表明を討議した東京同学会の代表委員会において、王枢を含む六名の苦学会の委員を東京同学会から除名することが決議された。また、同学総会は十月四日付で苦学会員三十名（内、二十六名が救済金の受給者）に対して、十月十日までに苦学会を脱会するよう通告した。これにより苦学会問題は完全決裂の形で終結を迎えた。⁽⁴⁴⁾ 親中共の在日華僑の間では後になつて、苦学会は代表団が国民党に近い留学生をそそのかして作らせた団体であり、代表団に政治的に利用されたと認識されるようになつた。⁽⁴⁵⁾

2 幻に終わった対日貿易上納金十二万ドル

一九四九年六月二十五日に発足した奨学会が日本と貿易していた業者に募金をお願いしたところ、「一年前から台湾のバイヤーが貿易するときには必ず代表団に誓約書を出さねばならない、誓約書というのは、『私が日本の物品を購入するときには、学生救援に充てる為に、契約金額の四パーセントを代表団に献上します』というものである。その総額は現在までに十二万ドル以上になっているはずであるから、従つてあなた達にこれ以上寄付するわけにはいか

ない」という話を複数聞かされた。この情報は同学総会にとって衝撃的であった。同学総会は代表団に留学生の救援を何度も要請していたのに、要望を受け入れて学生救援のための費用徴収がすでに行なわれていたことをまったく知られていなかつたからである。⁽⁴⁶⁾ なお、費用徴収を開始したのは、前述の一九四八年九月一日の『学生報』に「当局」が緊急措置を取らないことへの批判記事が掲載されたのと時期的にはほぼ一致している。⁽⁴⁷⁾

一九四九年七月二十三日に、同学総会副主席の張玉峯が代表団の張鳳舉顧問を訪れ、この問題について質問した。張鳳舉は「それは事実である。代表団ではこの金とその他の金を含めて合理的に処理する為に留学生救済基金保管委員会を作ることになっている。この委員会は自分（張鳳舉）と呉文藻氏と商務處長及び学生二名によって構成する予定である。だから諸君は今後バイヤーから募集しなくてもよい。学生の委員には李桂山、王枢に出てもらいたい」と回答した。

これを受け、七月二十六日に開催された同学総会全国会員代表大会では、「一、学生救済は奨学会を通じてやるべきこと、二、従つて十二万ドルを直ちに奨学会基金として支出すること、三、代表団の指名した学生救済委員会の学生委員二名は無効で、代表委員会で三名を選出（王枢を含まない）」という三項目を可決した。

代表大会の決議に従い、七月二十七日、同学総会の各地区代表と奨学会の理事約二十名は代表団張鳳舉顧問を訪れ、①同学総会は八月一日から救済を開始する予定で準備を整えており、十二万ドルを早急に支給してほしい、②代表団の救済委員会に学生代表三名を選出したことの二点を伝えた。交渉は朝十時から午後四時まで及んだが、①については、二十三日の発言から一転し、朱世明団長にも確認したが、「そのお金はいまどこにいくらあるかは知らない」という回答に終始した。②についても、学生代表の件は二名で十分であり、團務會議（代表団事務會議）で改めて決定する。また、救済問題などについても、二十八日の團務會議で決定するという返答であった。七月二十九日、團務會議の結果を聞きに、同学総会三名の代表が代表団に出向いた。学生救済の問題について、張鳳舉は団長の言葉を借り

て以下の結果を伝えた。「学生は立派な学生報を出しているし、しかも代表団の悪口を書きたてている。代表団の悪口をいう連中が代表団に来て救済を頼む必要もないだろう。……政治活動をやつたり、あんな学生報を出したりしていの同学会は必要ない。代表団は政治機関ではなくて一つの事務機関である。代表団に服従しない学生を救済することは出来ない」。また、苦学会について「君達と違つて政治活動はやっていない。苦学会も立派な留学生であり彼らはちゃんと救済をやつてている」と高く評価した。さらに張鳳舉は、一二万ドルの件について前回に引き続き知らないと突っぱねた。⁽⁴⁸⁾

同学総会の政治的姿勢の転換は一九四八年からすでに始まっており、『学生報』の報道も同じ頃から親中共に傾いていたので、そのことを代表団が知らなかつた訳ではない。しかし、代表団の同学総会に対する態度が二日間で急変したのは、存在を知られたくないかった対日貿易の予留金（上納金）を同学総会から指摘されたことが原因と思われる。また、この一二万ドルの上納金については、『学生報』以外の資料ではほとんど言及されておらず、本当にあったのかどうか断定しかねる。ただし、在日華僑・留学生の間では、代表団が最初認めたものの、後は知らぬ存ぜぬで押し通しているので、行方の分からぬ一二万ドルに及ぶ対日貿易予留金は、代表団によって私的流用されたと考えられ、代表団の評価を著しく悪化させる要因になつた。

3 日本政府から代表団に返却された略奪物資の販売充当金

日中戦争中、日本軍に略奪された物資の一部が日本国内で隠匿されたことが判明した。代表団は回収活動を始めたが、同学総会はそれを売却し留学生の救済金に回すよう要求した。そして、同学総会は、回収活動が一段落すれば、数百万の金額が同学総会に入つてくることになると予想し、それを基金の原資に充てるとともに、寄付も募集して、獎学会を設立し、学生を救済する計画を立てた。⁽⁴⁹⁾

これに關しても、同学總会は再三代表團に、日本にある略奪物資の一部を処分して学生の救濟に充てることを國府に進言するよう申し入れた。『學生報』によると、代表團も一九四九年六月中旬になつて、ようやく学生の希望を聞き入れ、國府宛に文書を送つた模様である。ただし、八月下旬までは同学總会の代表が代表團の張鳳舉顧問に何度も進展を確認しても、明確な返答を得られなかつた。しかし、九月二日に学生代表二名が学生帰國の件で留日学生補導委員謝南光に面会したとき、謝から「國民政府に申請した略奪物資を処分して学生を救濟する件は、正式に行政院を通過した、その金額は十四万五千ドルと推定されている。……救濟はすべて代表團が自分の手でやるであろう、そのはじまりは略奪物資を処分した金を入手しないと出来ない」と伝えられた。さらに、九月四日の中央社広州電も、「すでに接收委員によつて接收された被略奪物資の阿片とモルヒネ（時価約二十万ドル）を總司令部（G H Q）に売却し、それをもつて留学生の救済用に充当するとの代表團の提案は「政務會議」によつて承認され、物資の処分をまつて、すぐ救済金を学生に支給することになつてゐる。但し救済方法は留学生千余名の中から品行方正、学業優秀、そして経済困難の二百名を選び月額二十ドルを支給する」との情報を伝えた。⁽⁵⁰⁾

同学總会は、ようやく救済問題が解決に向けて動き出すと判断し、九月三十日に緊急代表委員会を招集した。討議の結果、①物資を急速に売却して学生救済を速やかに行わしめ、②且つ、学生救済を公明正大に適格な調査に基づいて行うために、学生及び華僑の代表が代表團と共に物資の売却並びに十四万五千弗の管理を行う機関を設立することを決議した。②については、後述する代表團からの留学生救済基金保管委員会提案に対する対案でもあつた。十月一日、学生代表三名は代表團の呉文藻を訪ね、上記の決議を申し入れたところ、呉から「学生が代表團の救済活動に関与することは団務で否決された」との返答が伝えられ、代表團の同学總会への拒否的な態度が露わになつた。⁽⁵¹⁾ そして、代表團は独自に救済金を分配するための学生生活調査票を同学總会には連絡せずに留学生に直接送り、調査を実施した。⁽⁵²⁾ その後、十月二十七日と十一月四日の二回、同学總会の代表は代表團に出向き、具体的な分配方法などについて交

涉した。代表团の朱世明団長から「略奪物資はGHQが提示した価格が時価より非常に安く、多額の現金に確保できそうにないので、応急対策として一万ドルの金を外から回して学生救済に当てるにした。救済開始は十一月中に実現したい」という回答を得た。⁽⁵³⁾ そして、代表团は一九四九年十一月から補助金（救済金から改称）を独自に選定した日本全国の救済対象に自ら配布し始めた。十一月分の補助金受領者は日本全国で約一百名、十二月分は三百三十二名（東京百八十七名、地方百四十五名）となつており、受領者名簿は一九五〇年一月一日の『学生報』に掲載された。⁽⁵⁴⁾ 同学総会の幹部や苦学会のメンバーも含め、受領者の大半は同学総会に所属していた留学生であった。

4 華僑総会による募金活動

これまで見てきたように、同学総会が奨学会の財源として期待した被略奪物資の売却金十四万五千ドルによる留学生救済金（補助金へ改称）は代表团の単独管理となり、同学総会はほとんど発言権を持てなかつた。苦学会による募金も、苦学会との関係断絶によつて関与できなくなつた。さらに、代表团が対日貿易業者から徴収した留日学生救済金十二万ドルは、代表团が存在自体を完全否定したため水泡に帰した。時期的には中華人民共和国が成立したばかりで、対日政策はまだきちんと固まつておらず、同学総会も中共との信頼関係を十分築けていないため、中共から援助をもらうえる見通しも立つていなかつた。

そういった八方ふさがりのなか、同学総会による留学生への救済活動は、政治的に同学総会と同じスタンスを取る華僑総会や親中共の在日華僑に頼るしかなかつた。奨学会は設立準備段階から華僑総会と緊密に連携しており、会の理事には在日華僑が多数参加していた。奨学会の設立後、華僑総会会长の林炳松は自ら五十万円をまず寄付したうえで、「留学生救済は緊急の要事」だと訴え、日本全国の華僑と日本人に対して寄付を呼びかけた。⁽⁵⁵⁾

奨学会の募金活動はその後さまざまに困難に遭遇し、一九四九年九月からは救済金の配布も開始されたものの、九

月時点での運営基金総額は百六十五万円にとどまつた。この時、支援の手をさし伸べたのは東京華僑連合会会長の林以文であり、九月初旬に同学総会主席李桂山を通じて五十万円が寄付された。⁽⁵⁶⁾

奨学会の資金的なめどが立たないなか、日本軍による略奪物資のうち、桐油や生糸などの物資が代表団に保管されていたことが判明し、代表団と華僑総会や同学総会といった在日華僑・留学生団体による交渉の結果、現物支給の形で一部の物資が華僑総会に渡されることになった。とくに桐油については、「代表団がかつて本国政府に申請した学生ならびに僑胞援助用として二十万ドル（学生用は十四万五千ドル）」が未回答に終わっているので、この桐油を全部華僑に渡し、二十万ドルの救済金の一部に振り替える」という要求に対し、代表団から「この桐油を優先的に僑民に配給する」との回答を交渉時に得た。⁽⁵⁷⁾

また、同じく略奪物資のスフ、生糸についても現物として華僑総会側に渡された。これらの物資の売却費用の二百二十三万八千円を学生側の奨学会に渡すことも決まつた。しかし、現金で支払われたのは百六十四万円にとどまり、残りは、スフ、生糸などの物資を新潟で紡績工場を経営していた華僑魏振泉に渡した後、魏から奨学会への寄付金として支払う形を取つた。ところが、物資を渡した魏に税務上のトラブルが発生し、迅速な支払いができなくなつたため、双方が再度交渉した結果、一九五〇年一月から税務問題が解決されるまでの間、魏は毎月三十万円を奨学会に寄付し、税務問題が解決後の三か月以内に、残額を支払う、もし約束に相違した場合には、魏が保存していたスフ、生糸等の物資を処分して寄付に充てることで決着し、奨学会の資金問題はこれでやっと一段落した。⁽⁵⁸⁾

四 代表団からの補助金による留学生の救済と組織運営への転用

一九四九年に入つてからの留学生の救済をめぐる動向を見れば分かるように、同年三月までは、代表団は同学総会

の活動を日本全国の中国人留学生を代表するものと認め、苦学会のような新団体の設立はまず同学総会（東京では東京同学会）の同意が前提となるとの姿勢を示していた。六月の時点でも、被略奪物資の売却による留学生救済の問題をめぐっても、国府への申請などを含めて同学総会の役割を十分認識し、また同学総会による救済金の管理に対する異議も出さなかった。しかし、対日貿易予留金の問題が七月に表面化した後、態度は一変した。代表团留学生救済基金保管委員会を作る案が出てきたときに、学生代表枠は二名しかなく、しかも李桂山（同学総会主席、前苦学会代表委員）と王枢（苦学会代表委員）を指名した。

三月にスタートした苦学会は当初東京同学会に承認され、また救済金の配布に関しても同学総会の奨学会に併合することに同意していたが、七月の時点ではすでに奨学会に反発して、独自配布の道を模索していたので、同学総会と苦学会の関係は非常にぎくしゃくすることになった。同学総会は日本全国の中国人留学生を代表する団体として苦学会の単独行動を厳しく糾弾し、留学生救済に関する業務を同学総会が設立した奨学会に一本化しようとしていたのである。

この点を含めて、同学総会は代表团からの学生代表一名の指名に対して、「三十余名の会員しか擁せず、しかもその存在が全留学生指弾の的となつていて、苦学会から同学総会と同数の一名の代表を出すという天下り的な通告」と批判し、同学総会全国代表委員会で代表团の案を否決したうえで、新たに三名を選出したが、代表团からは拒否された。⁽⁵⁸⁾ 結局、代表团の留学生の救済に関する業務は、代表团留学生補導委員と代表团留学生救済金保管委員によって管轄されることが決定された。一九四九年十一月当時のメンバーは以下の通りであり、学生代表はおらず、代表团のみで実施することになった。これにより、代表团の補助金事業に対して、同学総会はほとんど影響力を行使できなくなつたと言える。

代表団留日学生補導委員

張鳳舉（顧問室）

鄭鼎安（弁公庁）

唐崇礼（商務處専門委員）

崔萬秋（商務處商務代表）

李待琛（接收委員会）

宋越倫（顧問室）

呉文藻（第二組長）

王德立（第二組専門委員）

朱炳南（第二組）

劉增華（僑務處長）

代表団留日学生救済金保管委員

吳文藻

張鳳舉

呉半農（第三組長、接收委員会主任委員）

邵逸周（商務處長）

何肅朝（中央信託局駐日代表）

劉增華

唐崇礼

朱炳南

代表団が単独で学生救済事業を行うために、同学総会が夏休み中に実施した日本全国留日学生生活調査とは別に日本全国の留学生に調査票を送って、留学生の状況を把握しようとしたことは前にも言及した通りである。これに対し、同学総会は一九四九年九月十一日の同学総会東京代表委員会で、同学総会が留学生から回収した代表団の調査票をまとめて代表団に提出することを決定し、『学生報』を通じて「まだ出していない東京同学会員は同学会総務部宛に、地方同学会員は各地方同学会でまとめて同学総会総務部宛に早急に送ってくれるようにし、できるだけ一致した行動をとるようにと執行委員会は要望している」と日本全国の留学生に連絡した。⁽⁶¹⁾さらに同学総会は、代表団の救済基金を留学生、華僑並びに代表団の二者による共同管理委員会を作り、公平かつ民主的に救済金を配布することを提

案した。⁽⁶²⁾

しかし、一連の努力は実らず、代表団の補助金は自らの調査結果に基づき一九四九年十一月から配布され始めた。そこで各地の同学会は、代表団補助金の受領者名簿を見て問題点を指摘するようになった。例えば、京都同学会の委員は、「十一月分の補助金受領者の中で眞面目に学校に行っているのはわずか一人しかいない」と疑問を呈した。この指摘に対し代表団補導委員会の責任者は非を認め、同学会から提出された資料を十分参考にすると明言した。また同学総会は十二月分の名簿に対しても、『学生報』に掲載して留学生の中から幅広く意見を集めようとした。⁽⁶³⁾

代表団の補助金に対して共同管理を提言するなど、同学総会は影響力を少しでも確保しようと取り組んだが、代表団が応じなかつたので、同学総会は主導権争いを諦め、補助金受領時などの留学生の利益保護に力を入れるようになる。例えば、一九五〇年五月二十七日、同学総会の各地の代表が補助金の配布枠や、地方と東京の金額の差の撤回等の問題を代表団と交渉したり、「反政府的言動」を理由に補助金を停止された留学生を救う活動を日本全国の留学生に呼びかけるなどの活動をしている。⁽⁶⁴⁾

代表団と同学総会のその後の関係は、朝鮮戦争などの影響もあってさらに悪化し、一九五一年に入ると決裂へと突き進む。一九五一年一月二十七日の『学生報』の一面は「活動を停止せよ 代表団 同学会へ通達」「代表団同学会を調査」「不法捜査に対して抗議 日本警官職権を濫用」などの記事で飾られるなど、その緊張関係は一日瞭然である。その主な内容は、代表団が同学総会の親中共の姿勢や行動を問題視し、さらに中共から送られてきた新聞や雑誌などの資料を発見するために日本の警察の力を借りて同学総会の事務所を強制捜査したこと、同学総会の韓慶愈主席の就任に反対したこと、同学総会に対して活動停止を命じたことへの批判であった。⁽⁶⁵⁾

代表団による弾圧が一層強まり、自身に対する批判も厳しさを増すなか、韓慶愈は主席就任挨拶のなかで補助金問題について「代表団の補助については、過去と同様その合理性と公正を期し、諸同学の要求に沿ってその確保に尽力

します。先に全国代表委員会の席上で問題となつた奨学会の救済はその決議に従い、経済の理由によらざる理由で補助金を停止された同学に対し、広くカンパを起し、その不足分（カンパ金額を足して最高三千円まで）を補てんし、以てその勉学、研究に資したいと思います」と述べ、同学総会の会員が補助金を引き続き受け取ることを認め、政治的立場とは別に生活のために代表団との関係を維持する方針を示した。また奨学会が集めた救済金は補助金をもらえない留学生への補てんに使うことを宣言した。⁽⁶⁶⁾

なお一九五〇年以降の奨学会の動向は、『学生報』は補助金をもらえない人への補助についての活動を報じるだけで、発足当初宣言したような日本全国の留学生への支給を示す記録は載せていない。そして、同学総会の主席の李桂山や韓慶愈を含む同学総会の幹部学生の大半も代表団の補助金を受領していたことから、一九四九年十一月以降、代表団の補助金が留学生救済の主要財源になっていたことが分かる。さらに、奨学会と苦学会が別々に集めた資金の用途を互いに批判し合つた際、具体的な使い道は結局明かされなかつた。⁽⁶⁷⁾ 一九五一年五月十二日の『学生報』には、奨学会毎月の支出内容として、「総会運営補助費四万円、各同学会運営費七万円、補助金停止者救済金一万五千円、常任理事車馬費三千円」を公表した。⁽⁶⁸⁾ 支出の内訳から、奨学会の基金は同学総会と各地域の同学会の運営費として主に使われ、設立当初の目的である学生救済への利用割合は少ないことが確認できる。その原資として、代表団の補助金に頼つてはいる部分が大きいことも分かつた。

さて、資金難を背景とする同学総会側の協調姿勢にもかかわらず、代表団は留学生の政治姿勢を問題視するようになり、しかもそれを補助金の支給と結び付けようとした。一九五一年四月分の補助金支給の際、補助金受領者に対し、五月四日に代表団の事務所に集合して団長と第二組長の訓辞を聞くよう要求したが、その真の意図は参加者に国府への忠誠を宣誓させることにあつた。『学生報』によると、同学総会の努力によつて当日の忠誠宣誓は行われず、当日参加した学生には補助金が支払われた。欠席者に対しては出席者から訓辞の内容を聞いてその感想文を提出すれば四

月分の補助金を支払うことにしたようである。⁽⁶⁹⁾ また、五月四日の訓示の際、代表団の組長から「同学会に反対する態度を表明すれば代表団の金で五月分の補助金を出してやる」という発言が出たとも報じている。

代表団の補助金受領と引き換えに、国府に対する忠誠宣誓書への署名を要求されたことから、やがて、補助金を放棄する留学生が増えていった。⁽⁷⁰⁾ 一九五二年五月の時点で、補助金の受領者はわずか六十八名となり、同学総会の調査では、その中には王樞など「代表団の特務分子」も含まれていたそうである。そうしたなか、代表団は、卒業生に対しては一九五二年四月、在学生には五月をもって補助金を打ち切ると通知した。同学総会や補助金受領者からの働きかけもあってか、在学者の補助金に限って打ち切り期限を先延ばしにすることになったが、最終的に、代表団からの補助金は事前の予告も無く一九五二年九月分で終了した。⁽⁷¹⁾

五 人民政府華僑事務委員会からの救済金

一九五二年九月に代表団の補助金終了に直面した同学総会と留学生であったが、同月末には、中国から救済金が送られるとの朗報が伝わった。一九五二年十月十五日の『学生報』には、一面と二面を使って救済金の特集を組んだ。送られる金額について、『学生報』の報道には約八千ドル、約九千ドル、約一万ドルの三説が示されたが、十一月十日の『学生報』では七千九百ドルという正確な数字を伝えた。⁽⁷²⁾ 送金額の混乱から、九月末から十月初めの時点では救済金が送られたとの情報は留日学生に広く伝わったものの、その詳細を十分確認できていなかったことが分かる。

「祖国」から送金を行った機関は、僑委であった。⁽⁷³⁾ 本来海外の留学生業務を担当するのは、教育部、或いは弁理留学生回国事務委員会であったが、なぜ僑委が日本の中国人留学生に救済金を送付したのか。理由について、『学生報』は何も触れていないが、筆者は僑委副主任の廖承志と関係があると考えている。

日本と台湾との間の『日華条約』の締結を受け、人民政府は「以民促官（民間交流を以って、政府間関係を促進する）」を基本とする対日民間外交の方針を打ち出した。⁽⁷⁶⁾ 一九五二年春、周恩来・國務院総理は廖承志と接見して、日本関連業務を担当させるとの中共中央の決定を伝え、中日両国の交流ルートを切り開く任務を廖承志に与えた。⁽⁷⁷⁾ 一九〇八年に東京で生まれた廖承志は、日本留学の経験を持ち人民政府の知日家として知られていた。建国直後の僑委主任は何香凝（廖承志の母）であったが、僑委の具体的な業務や政策を実際に担当したのは副主任の廖承志であった。⁽⁷⁸⁾ 一九五二年春以降、廖承志は人民政府の対日業務のキー・パーソン的存在として活躍するようになる。華僑業務を担当していた廖承志を対日政策担当者にも選ぶという決定は、在日華僑・留学生の活動にも大きな影響を及ぼしたが、留学生への救済金はまさにその象徴的な事例であった。

九月に代表団からの救済金の停止が確認され、同月末にはすでに救済金の送付が決まった状況を考えても、日本の国内情勢や留学生の情報に日頃から接することのできる人がいなければ、ここまで迅速に対応することはできなかつたであろう。しかも、七千九百ドルという金額から見ても、一般事務レベルの決定ではなく、僑委のトップレベルによる決定としか考えられない。また、通常の留学生の管轄機関ではなく僑委が送金担当するという点からも、廖承志が担当した対日業務と関連して決定された政策だと考えられる。とくに、その後判明したことだが、中国の国費留学生ではない、海外の一般留学生の生活費に対する救済金の支払いは日本の中国人留学生に限られたという事実からも、この救済金が日本関連の特別業務であり、単なる学生救済のためのものだとは考えにくいであろう。さらに、救済対象の決定や給付方法などの業務はすべて同学総会に任された点からも、一九五二年九月の時点ではすでに中國政府に認められた留学生の団体であり、同学総会の依頼で送付を開始したと思われる。

救済金の運営方法を検討するため、同学総会は十月五日と六日に全国会員代表大会を開催し、日本全国の同学会が事前に討議した結果を代表に託して大会で検討した。議論の結果、救済対象を華僑の子弟をも含めて救済金額は毎月

最高六千円とする案が採択された。さらに公正に配布するために留学生に対する調査を実施し、救済金の管理委員会、審査委員会を設立して管理と給付業務を行うことも決定された。具体的には、学生からの申請に対しても各地方同学会の審査委員会の審査を経て、同学総会に設置した中央審査委員会が最終確認を行って、給付を決定するシステムを構築した。⁽⁸⁰⁾これらの組織は、以前の留学生と華僑によって構成された奨学会とは異なり、同学総会のみに管轄された。

一九五三年四月には、奨学会の章程を修正して、奨学会理事の華僑枠を廃止する一方、各地方の同学会から一名ずつ、東京同学会からは四名で理事会を構成することに変更し、⁽⁸¹⁾ 奨学会を存続させつつも、制度上人民政府からの救済金の管理を同学総会のメンバーだけで決定できるようにした。

同学総会は、祖国からの救済金が困難な経済状況下でねん出された資金と説明されたのを受け、多くの学生から祖国に対する感謝状や、祖国の貴重な救済金を節約して公正に使いたいとの声が寄せられた。また、代表団の補助金との相違点を強調しながら、代表団の活動批判も『学生報』に多く載せられた。学生たちの感謝の気持ちは、十月十五日付『学生報』の「限りなき祖国の愛情」、「胃袋の具合をわきまえよ」、「救済金より学ぶもの」、「団」の補助金とは違うなどのタイトルから十分読み取れる。

日本各地の留学生からの申請提出後、審査委員会による第一回の審査を終えて一九五二年十一月に救済金の配布を開始したが、同月七日に僑委から「再び二万一千ドルを送った」という電報が同学総会に届いたことで、救済対象の拡大が検討されるとともに同学総会は救済金配布の業務で忙殺されるようになつた。さらに、電報到着の一週間後には、僑委からの手紙も届いた。「このお金は救済用として使用し、生活が明らかに困難な者は、たとえ思想が進んでいようが遅れていようがすべて救済すべきである」と書かれていた。この点は、忠誠誓約書への署名を要求され、政治姿勢を追及された代表団の補助金とすぐに比較されるようになり、人民政府の姿勢が留学生の心をしつかりつかんだと言える。⁽⁸²⁾

その後十二月初旬には三回目の送金として二万一千ドルが僑委から届いたため、この救済金が定期的に送付されるものだと同学総会の幹部と留学生は思うようになつた。⁽⁸³⁾ 人民政府の誠意に感動したためか、一九五二年十二月以降の『学生報』には、中国国内の大学生に支給される「助学金」（学費免除後の食費などの補助費）についての紹介が連続して掲載され、中国の大学生は学費も生活費も心配せずに勉学に打ち込めることが留学生や華僑の中で広く認識されるようになつた。⁽⁸⁴⁾

そうした状況において、僑委から送られてきた救済金のことを一九五三年一月の『学生報』から「助学金」と呼ぶようになり、留学生・華僑の間でも、救済金ではなく助学金と呼ぶようになつて、救済金を中国国内の助学金と同質の補助金だと思われるような傾向が見られた。⁽⁸⁵⁾

しかし一九五三年二月、僑委から救済金を助学金とみなす誤った認識を是正する以下の内容の手紙が同学総会に届けられた。

「諸君の決めた救済対象は大体において結構である。しかし我が国のが在日学生が充分勉強出来る様にするためには、救済面をもつとひろげてよい。この意味から救済対象を高中（高校）在学生以上に限定する必要もなく、中小学生および中華学校の児童も実際困窮していれば当然救済してよい。これは諸君のだされた民族教育問題と関係が非常に深いからである。また救済にあたっては学習態度によつて金額の多寡を決定する必要もなく、その人の思想状況を見て救済する必要もない。この救済を通じて、夫々の学習程度の差をなくし、思想傾向のよくない人たちの自己改革を助けてあげることが大切である。わが国の学生は学習に際しては、大中小学生の分へだてなく、お互に助けあい、大学生は奨学生をはげましてよく勉強して固く団結すべきである。この点について諸君が一層努力することを希望する。各人の救済額は、その人の貧困の程度によつて決定すべきである。しかし最低生活を維持してあげなければいけない。（各人一ヶ月当たり七千円から八千円が標準）この様にして始めて同学たちに安心して勉強させることができる。学

生が中華人民共和国に帰国する場合は旅費を援助して差しつかえない。毎月の所要金額はこれから先も継続して送られる。これは国家の救済金であって、助學金ではない。今後も救済金と呼ぶ⁽⁸⁶⁾。

以上の手紙から、教育補助金として支払われる助學金ではなく、救済金は文字通り日本の留学生、華僑学生を救済するためのものであることを僑委は強調したかったのだと受け取れる。さらに、救済対象が同学総会の会員だけではなく、在日中国人留学生さらに華僑学生も含まれている点は、日本華僑・留学生の間に、中国のイメージを向上させ、より多くの留学生・華僑の帰国を促進するために採った方針だと考えられる。國府と人民政府が世界中で繰り広げた中国人の知識人、留学生の争奪戦との関連性も指摘できよう。

その後、毎月ではなかつたが、救済金は継続的に送られてきた⁽⁸⁷⁾。救済金の効果もあってか、一九五三年以降の留学生・華僑の集団帰国運動が大々的に進められ、一九五八年までに四千人以上の留学生・華僑の帰国が実現している⁽⁸⁸⁾のである。

六 同学総会の変化と留学生救済金の停止

留学生と華僑学生を対象とする幅広い救済金の支給は、半年ぐらいために実施されたが、僑委からの救済金が予定より遅れたこともあり、同学総会執行委員会第十八次委員会で「この救済金は貧困な留学生が学業を終える迄の資金である」との見解が示され、小学生と中学生への支給停止を決定した⁽⁸⁹⁾。それでも、定期的に送られてきた救済金を大学及び高校に通う留学生、華僑学生からの申請を受け、彼らの在籍情況、学習態度などをきちんと審査したうえで、できるだけ公正に配布しようとしたことから、相当量の救済金関連業務が発生した。また業務の執行に伴う様々な問題にも対処しなければならなくなつた⁽⁹⁰⁾。それ故救済金関連の業務が次第に同学総会の主要業務となつていった。無論、一九五

二年の留学生・華僑の集団帰国や一九五六年の在日中国知識人の帰国、中国からの訪問団の来訪など、中国に関連する大きなイベントがあれば、同学総会はそれらの活動に合わせた業務も数多く行つたが、同学総会の通常業務の中心は、やはり救済金の配布、会費の徴収、留学生・華僑学生の権利保護などに移ることになった。⁽⁹²⁾⁽⁹³⁾

とくに一九五三年に留学生・華僑が大量帰国した後、同学総会は中国大陸と台湾からの留学生を中心とする団体から、華僑学生中心の団体へと変化した。各地の同学会と同学総会は、もともと中国大陆と台湾の留学生が一緒になって戦後設立した組織であった。初期のメンバーの大半は大陸及び台湾からの留学生であったが、新規来日の留学生が終戦後大幅に減少する中、各地の同学会や同学総会は華僑学生をメンバーに迎え入れた。留学生の卒業がピークを過ぎると、同学総会の幹部も華僑学生が大半を占めるようになり、一九五四年に入ると、その傾向は一段と強まった。同年十一月に同学総会第十八期の主席として選ばれたのは台湾華僑出身の郭平坦であり、郭以後に選ばれた同学総会の主席は、全員華僑出身の留学生であった。華僑学生の多くが同学総会の活動に参加したのは、同学総会に入っていた留学生が卒業後各地の中華学校の教鞭を取つたことと関係がある。中共の理念を信奉する先生（元留学生）から学んだ結果、多くの華僑学生が共産主義を学び、同学総会の活動に加わつていったのである。⁽⁹⁴⁾

一九五一年に「日華条約」が締結された後、台湾からの新規留学生は少しずつ増えていったが、その大半は同学総会に参加せず、各大学で新たに発足した台灣留学生の組織⁽⁹⁵⁾、あるいは代表団及び國府の領事館の支持を得て設立された中華民国留日東京同学会に参加した。⁽⁹⁶⁾

一方、同学総会は日本全国の中国人留学生や華僑学生のなかでの求心力を急速に低下させていく。とくに、奨学会の名前で救済金を配布していたことで、多くの留学生・華僑学生は奨学会が同学総会とは別組織と認識するようになつた。同学総会は誤解を解くため、一九五四年五月に奨学会の廃止を決定し、すべての救済金配布業務を同学総会の執行部で行うことにしたが、求心力の低下に歯止めはからなかつた。一九五四年以降、自ら会費を積極的に納める会

王 雪萍

員はほとんどいなくなる。救済金を受領している会員からも、救済金を天引きして会費に回す状態に陥った。一九五四年十一月時点⁽⁹⁸⁾で、救済金から天引きされた人を含めても、会費を納入していた会員は全体の半数をようやく超える程度であった。その後、同学総会の会員を含めた華僑学生のなかで、同学総会が単なる救済金の支給機関に過ぎないとの認識が広まつた。同学総会の執行部もその点を認め、同学総会に魅力がない原因と分かってはいたものの、それを改善する方法はなかなか見つからなかつた。⁽⁹⁹⁾

他方、中国では第二次五か年計画の準備が進み、国内の経済状況に合わせ、全国的な節約運動を呼びかける情勢を踏まえ、一九五七年五月に救済金の大削減を決定した。⁽¹⁰⁰⁾さらに同月末には、同学総会の救済金の救済対象が華僑学生に偏るなか、華僑学生は日本での生活基盤を有していること、全国的な節約政策を探つており中國国内の教育費も大幅に削減する計画であることなどを理由に、人民政府は日本の留学生への救済金をすぐにでも打ち切り、特別な者に限つて半年程度の猶予期間を置くことを検討しているとの情報が同学総会に入った。その後中国政府の救済金打ち切り決定を受け、一九五七年五月三十一日に開催された同学総会の執行委員会は同年十月三十一日をもつて救済金の配布打ち切ることを決定した。しかし、救済金の配布を中心とした同学総会の存続ができるかどうかについての懸念も多く、執行部で討論して、その後の活動については会員の要望を調査し、研究、分析していく必要があることを確認した。また、会員の大半が華僑学生であったことから、華僑と緊密に連携していかなければ今後の発展はありえないという共通認識を持つようになった。⁽¹⁰¹⁾これ以降、同学総会は華僑総会の下部組織としての性格を一層強めていく。

おわりに

戦後日本の中国人留学生の生活が困窮化した原因は、主に三点あげられる。①日中戦争の終了によつて、留学生の

派遣元であった日本の植民地政権や傀儡政権の崩壊によって、留学生への奨学金支給がなくなつたこと、②国共内戦によつて留学生の家庭からの送金も困難になつたこと、③GHQが外国人への特別配給を停止したことの三点である。これらの原因により、留学生の生活は戦後直後は一時的に安定していたものの、次第に困窮していった。多くの中国大陆および台湾からの留学生はアルバイトなどで当面の生活費を賄うことを優先し、学業を思う通りに続けられなくなる人が増えた。また、中国の内戦によつて、中国の将来に対する期待も次第に失望へと変わつていった。そうしたなか、一九四七年以降留学生における同学総会の求心力も著しく低下した。そこで、同学総会は、留学生の救済を急務として、在日華僑団体の華僑総会や各地の華僑団体や個人への募金活動を開始し、一九四七年九月には第一次学生救済金を学生に支給した。しかし、一九四八年以降、在日華僑に依存した救済活動では救済金が思つたほど集まらなかつた状況が『学生報』から読み取れるようになる。

一九四七年に起つた二・二八事件後、台湾の華僑や留学生の間で反国府の論調が急速に高まつたことに加え、内戦での国府の敗色が濃厚になるにつれて、同学総会は親中共の姿勢を強めていった。⁽⁴⁾しかし、それにもかかわらず、救済問題で壁にぶつかった同学総会は、一九四八年半ばから、留学生の救済問題で国府の駐日代表団に助けを求めた。一九四九年以降同学総会の政治姿勢は完全に中共支持団体へと変わつた後も、学生の救済金をめぐっては、国府の駐日代表団との関係を維持し、協力を求め続けた。この行動から、同学総会は政治思想的に、中共へ変わつても、同学総会の幹部を含めた留学生の生活を守るために、実を取る面もあつたと言えよう。

一九四九年四月まで、留学生の生活状況に同情を見せつゝも、救済金の支払いについて協力できないという姿勢を守ってきた代表団だが、同年五月になつて突然臨時救済金の提供を発表し、さらにそれ以降の救済についても、中央政府に相談し国府と華僑の手で救済策を行うことを宣言した。救済発表の時期からみて、GHQの特別配給停止を受けての措置であつたと考えられる。また代表団の留学生補助金は一九四九年十一月から一九五二年八月まで継続して

支給された事実から、國府が内戦の劣勢を背景に日本在留の華僑や留学生の支持を得ることも補助金を支給した狙いの一と考えられる。この点については、今後台湾側の資料で確認する必要があるが、中華人民共和国成立以降代表団は救済金受領者に対して國府への忠誠誓約を求めたことからも、代表団の留学生補助金は単なる学生救援のためではなく、政治的な意図があつたことは明らかであろう。

同学総会が一九四七年から積極的に取り込んできた留学生救済金の配布をめぐり、様々な財源とそれをめぐる主導権争いも、本稿の分析を通じて判明した。とくに、親中共の同学総会奨学会と親國府代表団の苦学会の争いの過程を見ても、苦学会のメンバーはもともと全員同学総会の会員であつたにもかかわらず一致した行動を探れなくなり、一九四九年以降は親中共と親國府と政治姿勢に大きな相違が現れた。しかし、同学総会は最終的に苦学会のメンバーを除名したことからも、同学総会は團結を維持し、親中共団体の純粹性を守ろうとしたことが分かる。

また、代表団と同学総会との関係悪化については、代表団としては単に同学総会の政治姿勢を問題視しただけではなく、代表団の対日貿易上納金や日本軍から返却された物質の処理などでの代表団の「不正」を在日華僑団体と共に指摘し、代表団の感情を逆なでしたことも原因であった。そして、それらの問題が露呈した後、代表団の同学総会への態度は急変し、その政治姿勢を強く批判するようになつた。朝鮮戦争勃発後、GHQと日本政府の態度の変化とともに、同学総会と國府駐日代表団との関係はますます悪化し、一九五一年には完全に決裂した。國府への忠誠誓約書へのサインを拒否した留学生は代表団から生活の援助をもらえなくなつた。さらに一九五二年九月以降、代表団補助金を受領する留学生が著しく減少した状況や、受給者のなかに親中共の留学生がまだ残っていることを受け、國府は補助金の支給を停止した。

國府の保護を完全に失つた同学総会と華僑総会は、人民政府との関係強化を求めるようになる。中国建国後、同学総会は『学生報』や集会などの支持表明、毛沢東宛ての手紙などの方法で、中国への支持や忠誠を表明してきた。⁽¹⁵⁾

それらの行動の多くは、親中共の在日華僑団体と共にで行われたことから、中国の華僑政策と対日政策を担当した廖承志の目に留まるようになつた。一九五二年九月に代表団が補助金の配給を止めた直後、中国は同学総会へ多額の補助金を送付した。送付開始の時期、一九五七年まで継続されたこと、中国国内の大学に支給する「助学金」ではなく、日本の中国人留学生・華僑学生を救済するための救済金という性格を強調したこと、日本で生活基盤がある華僑学生への給付も指示したこと、さらにほかの国の留学生へ送付することなく、日本一国のみに送付した事実などから、中國僑委から送付された留学生救済金も単なる学生の生活救済ではなく、國府に對抗して留学生・華僑を中国に寄せ付けるための一つの手段であつたとも考えられる。人民政府のその政策が留学生・華僑に感動を与え広く評価されたことは、一九五三年に実現した留学生・華僑の大量帰国の促進要因となつた。なお、同学総会が救済金を受領する留学生や華僑学生から会費を天引きしたことなどから、僑委から送付された留学生救済金は、学生救済にとどまらず同学総会の運営資金にも用いられていたと結論付けられる。

一九五七年の救済金支給停止決定は、中国国内の経済事情とも関係あるが、同学総会が華僑学生団体に変容したこと、中国大陆および台湾地域から来た留学生の多くが学業を終えて帰国したこと、他方で日本に生活基盤を持つ華僑学生への生活救済はそれほど必要なことがその理由に挙げられる。さらに、留学生・華僑の集団帰国後、同学総会が次第に救済金配布のための機関という性質を強めるなか、留学生や華僑学生における求心力の低下や海外の留学生のうち日本の留学生の学力水準が最も低いと中国政府から指摘されていたことなどもその理由の一つだと考えられる。⁽¹⁶⁾ いずれにせよ、中心業務を失った同学総会は華僑総会との関係をより緊密化させ、華僑総会の下部青年組織として活動するようになつたのである。

本稿では、救済金に関する主要資料である同学総会の機関紙である『学生報』を用いて留学生の考え方や同学総会の動きを分析してきたが、台湾側資料による国府の思惑、僑委の資料による中国政府の意向を究明することを今後の課

題としたい。とくに中国僑委の資料は全く公開されていないため、この問題の事実究明にはなお時間を要することになるだろうが。

注

- (1) 羅晃潮『日本華僑史』(広東高等教育出版社、一九九四年)三一四—三一六頁。
- (2) 川島真「過去の浄化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」、劉傑・川島真編『一九四五年の歴史認識——終戦』をめぐる日中対話の試み』(東京大学出版会、一〇〇九年)三一—五一頁。
- (3) 前掲羅晃潮『日本華僑史』三一六—三一七頁。
- (4) 中華会館編『落地生根 神戸華僑と阪神中華会館』(研文出版、一〇〇〇年)一七八—一二二四頁。
- (5) 王雪萍「留日学生の選択——〈愛国〉と〈歴史〉」、劉傑・川島真編『一九四五年の歴史認識——終戦』をめぐる日中対話の試み』(東京大学出版会、一〇〇九年)一一〇三—一一三三一頁。
- (6) 朱慧玲著、高橋庸子訳『日本華僑華人社会の変遷』(日本僑報社、一〇〇三年)五七—五九頁。
- (7) 日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』(日本僑報社、一〇〇六年)。
- (8) 前掲川島真「過去の浄化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」
- (9) 何義麟「戦後在日台湾人之処境与認同：以蔡朝炘先生的経歴為中心」、『台湾風物』第六〇卷第四期、一〇一〇年、一六一—一九四頁。
- (10) 筆者が確認したところ、中国留日同学総会の機關紙は一九四七年一月に創刊され、一九四七年三月十日～一九四七年四月三十日までの名称が『中華民国留日学生旬報』、一九四七年五月一日～一九四八年一月三十日は『中華留日学生報』、一九四八年五月四日以降の名称が『中国留日学生報』であった。本稿では注記を除き、すべて『学生報』と表記した。
- (11) 一九五七年五月以降『華僑報』に改称された。
- (12) 『学生報』と『東京華僑会報』(『華僑報』)については、①プランゲ文庫、②『華僑報』の編集長を長年担当した陳立清の遺族の寄贈で筆者の研究室に所蔵されている陳立清文庫、③中国留日同学総会元主席の郭平坦氏からの提供資料を用いて、本稿は執筆された。この点を付記して、感謝の意を示したい。

- (13) 前掲王雪萍「留日学生の選択——〈愛国〉と〈歴史〉」。
- (14) 前掲日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』二六頁。
- (15) 前掲何義麟「戦後在日台灣人之処境与認同——以蔡朝煥先生的經歷為中心」、中華民国留日学生東京同学会の成立日について、何義麟「戦後在日台灣人之処境与認同——以蔡朝煥先生的經歷為中心」、
- (16) 『台灣風物』第六〇卷第四期、一九四五年、一六一—一九四頁と川島真「過去の淨化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」、劉傑・川島真編『一九四五年の歴史認識——終戦』をめぐる日中対話の試み』(東京大学出版会、二〇〇九年)三一一五一页の中で、十一月二十六日だと指摘したが、日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』(日本僑報社、二〇〇六年)二八頁で十二月十六日だと書いてあつたので、具体的な成立日について、さらなる検証の必要がある。
- (17) 前掲川島真「過去の淨化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」。
- (18) 前掲日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』二八—三〇頁。
- (19) 「ポンと一万円・学生救済漸く具体化」、『中華民国留日学生旬報』一九四七年三月三十日。
- (20) 「東京同学会 図書館整理着々進行 五月初旬より公開閲覧開始」、『中華留日学生報』一九四七年五月一日。
- (21) 開始』、『中華留日学生報』一九四七年五月十五日。
この「貸費」について、何を指すのか、資料の制約上、十分解説できていないが、留学生への生活支援金の一種と推測される。
- (22) 周元実「精神頽廃問題」、『中華留日学生報』一九四七年五月十五日。
- (23) 「学生生活の実態 暑中休暇の生活設計」、『中華留日学生報』一九四七年八月十五日。
- (24) 「妥協案遂に成る 同学会側態度を闡明」、『中華留日学生報』一九四七年九月十五日。
- (25) 「円満解決の兆 援護会第一次救済に四萬圓支出」、「学生高いで生活窮迫を叫ぶ」、『中華留日学生報』一九四七年九月一日。
- (26) 「学生救済具体案なし」、『中華留日学生報』一九四七年十月十五日。
- (27) 「創刊一周年を迎えて」、『中華留日学生報』一九四八年一月十五日。
- (28) 「論説 われわれの最低生活を保障せよ」、『中国留日学生報』一九四八年九月一日。
- (29) 「代表団組長さん達と留日学生の歓談会」、『中国留日学生報』一九四八年十二月一日。

- (30) 「外人特配中止について」『中国留日学生報』一九四九年四月一日。
- (31) 「救済対策委員会 本格的に動出す」『中国留日学生報』一九四九年五月十五日。
- (32) 「同学総会だより 東京會員大会朱代表団長來場」『中国留日学生報』一九四九年六月一日。
- (33) 「同学総会だより 救済問題」『中国留日学生報』一九四九年六月十五日。
- (34) 「特配問題」『中国留日学生報』一九四九年六月十五日。
- (35) 「獎学会成立す 苦学会も合併か」『中国留日学生報』一九四九年七月一日。
- (36) 「留日学生獎学会成立」『中国留日学生報』一九四九年八月十五日。
- (37) 東京同学会は同日総会の下部組織であるため、同学総会の指導を受ける。東京地域の中国人留学生を代表する組織である。東京同学会の主席は同学総会の副主席をも兼任する。
- (38) 林傑榮「苦学会の成立と同学会との関係」『中国留日学生報』一九四九年八月十五日。
- (39) 「留日学生救済基金 十二万ドルの行方は? 奇怪な代表団の措置」『中国留日学生報』一九四九年八月十五日。
- (40) 「同学総会新執行部の顔ぶれ」『中国留日学生報』一九四九年六月十五日。
- (41) 前掲林傑榮「苦学会の成立と同学会との関係」。
- (42) 「全國代表委員会 民擁同加入等を決議」『中国留日学生報』一九四九年八月十五日。
- (43) 「苦学会問題 王枢個人も合同に同意」『中国留日学生報』一九四九年九月十五日。
- (44) 「苦学会委員六名を除名 東同代表委員会で決議」『中国留日学生報』一九四九年十月十一日。
- (45) 前掲日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』七一頁。
- (46) 「前掲林傑榮「苦学会の成立と同学会との関係」。
- (47) 「論説 われわれの最低生活を保障せよ」『中国留日学生報』一九四八年九月一日。
- (48) 「前掲「留日学生救済基金 十二万ドルの行方は? 奇怪な代表団の措置」。
- (49) 「前掲林傑榮「苦学会の成立と同学会との関係」。
- (50) 「留日学生に福音 十四万五千弗救済用に」『中国留日学生報』一九四九年九月十五日。
- (51) 「学生救済用の十四万五千弗管理問題化す 学生、華僑の参加拒否さる」『中国留日学生報』一九四九年十月十一日。
- (52) 前掲「留日学生に福音 十四万五千弗救済用に」。

- (53) 「福音」ついに実現 代表団救済金十一月中に支給、「中国留日学生報」一九四九年十二月一日。
- (54) 「未だ波紋多し 留日学生救済問題」、「代表団救済金支給者一覧表」、「中国留日学生報」一九五〇年二月一日。
- (55) 「まずトップに林会長五十万圓寄付」、「留学生救済は緊急の要事」華僑諸士の喚起を要望 華僑総会会長林炳松氏談、『中国留日学生報』一九四九年八月十五日。
- (56) 「奨学会救済開始 多数の申込みを希望」、「林以文氏の美舉 奨学会に五十萬圓」、「中国留日学生報」一九四九年十月十一日。
- (57) 「解決近いか 桐油問題 早くも小委員会成る」、「中国留日学生報」一九五〇年二月一日。
- (58) 「月に参拾萬圓 寄付金問題一段落」、「中国留日学生報」一九五〇年二月一日。前掲日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』七〇一七一页。
- (59) 前掲「学生救済用の一四萬五千弗 管理問題化す 学生、華僑の参加拒否さる」。
- (60) 前掲「福音」ついに実現 代表団救済金十一月中に支給」。
- (61) 前掲「留日学生に福音 十四万五千弗救済用に」。
- (62) 「主張 救済基金を民主的保管機関に!」、「中国留日学生報」一九四九年九月十五日。前掲「未だ波紋多し 留日学生救済問題」。
- (63) 前掲「未だ波紋多し 留日学生救済問題」。
- (64) 「全国会員代表大会」、「中国留日学生報」一九五〇年七月一日。「補助金被停止者を救へ—清風寮で拠金」、「中国留学生報」一九五〇年九月十五日。
- (65) 「同学会の一致団結を 総会韓慶愈主席挨拶」、「活動を停止せよ 代表団 同学会へ通達」、「代表団同学会を調査」、「不法さ往査に対して抗議 日本警官職権を濫用」、「中国留日学生報」一九五一年一月二十七日。「日本警官を告訴す—同学会不法捜査事件」、「中国留日学生報」一九五一年三月七日。
- (66) 「同学会の一致団結を 総会韓慶愈主席挨拶」、「中国留日学生報」一九五一年一月二十七日。
- (67) 「團結の力で粉碎 团 忠誠宣言をひっこめる」、「中国留日学生報」一九五一年五月十二日。
- (68) 「奨学会毎月の支出」、「中国留日学生報」一九五一年五月十二日。
- (69) 前掲「團結の力で粉碎 团 忠誠宣言をひっこめる」。

- (70) 同学総会元主席韓慶愈へのインタビュー、一九五〇七年十一月十日、東京。同学総会元主席陳峰龍へのインタビュー、二〇〇九年九月一日、北京。
- (71) 「代表团、在學生の補助金停止を延期」、『中国留日学生報』一九五一年五月二十五日。
- (72) 「主張 大同團結を訴う」、『中国留日学生報』一九五二年十月十五日。
- (73) 「主張 大同團結を訴う」、「救済金に対する認識」、「救済金より学ぶもの」、『中国留日学生報』一九五二年十月十五日。
- (74) 「更に祖国より一萬ドルの送金『思想の如何を問わず、すべて救済』」、『中国留日学生報』一九五二年十一月十日。
- (75) 「感謝状」、『中国留日学生報』一九五二年十月十五日。
- (76) 孫平化「中日友好事業的奠基人」中国新聞社編『廖公在人間』(生活・読書・新知三聯書店、一九八四年) 一〇三一一〇八頁。
- (77) 「廖承志：重開中日交往之路」王俊彦『中日關係掘井人—記四五位中日友好的先驅』(世界知識出版社、一九八〇年) 八六一〇七頁。
- (78) 鉄竹偉『廖承志伝』(人民出版社、一九九八年) 一九七頁。
- (79) 「救済金停止の経緯(解説)」、『中国留日学生報』一九五七年六月一日。
- (80) 「十月より救済、月額六千円 全国会員代表大会で救済金処理案を決定」、『中国留日学生報』一九五二年十月十五日。
- (81) 「中国留日学生獎学会章程」、『中国留日学生報』一九五三年六月五日。
- (82) 「更に祖国より一萬ドルの送金『思想の如何を問わず、すべて救済』」、『中国留日学生報』一九五二年十一月十日。
- (83) 「三度目の助学金到着一米取る一万一千」、『中国留日学生報』一九五三年一月一・十五日合併号。
- (84) 「人民助学金の民主的な評定に関する」、『中国留日学生報』一九五二年十一月十日など。
- (85) 「助学金 延五六〇名に恩恵 支給総額一四〇万圓」、『中国留日学生報』一九五三年一月一・十五日合併号など。
- (86) 「祖国からの援助金は助学金ではなく救済金 儒務委員会から來函」、『中国留日学生報』一九五三年一月十五日。
- (87) 「第四次救済金到着」、『中国留日学生報』一九五三年十月二十五日。「新春の朗報 第五次救済金到着」、『中国留日学生報』一九五四年一月一日など。
- (88) 前掲王雪萍「留日学生の選択—〈愛國〉と〈歴史〉」。
- (89) 「救済金の支給について、同学総会執行委員会第十八次委員会決定」、『中国留日学生報』一九五三年十月二十五日によ

ると、中国政府が送金したもの、到着するまで半年もかかることがあり、日本政府に原因があるのでと同学総会は分析した。

- (119) 戦後期日本における中国人留学生の生活難と政治姿勢をめぐる葛藤
「救済金の支給について 同学総会執行委員会第十八次委員会決定」、『中国留日学生報』一九五三年十月二十五日。
- (90) 「第四回 救済金の問題について」、『中国留日学生報』一九五三年六月五日。
- (91) 前掲王雪萍「留日学生の選択—〈愛国〉と〈歴史〉」。
- (92) 「中国留日同学總会会章」、『中国留日学生報』一九五三年六月五日。
- (93) 「中国留日同学總会会章」、『中国留日学生報』一九五三年六月五日。
- (94) 中国留日同学總会元主席郭平坦へのインタビュー、二〇一二年一月十日、北京。
- (95) 陳仁端「一九六〇—七〇年代的台灣留学生・東大中国同学会与『暖流』的歴史回顧」、廖赤陽主編『跨越国境・留学生与新華僑』（中国社会科学文献出版社、近刊予定）。
- (96) 「反動は あの手この手」、『中国留日学生報』一九五三年十月二十五日。
- (97) 「獎学会を廃止 同学総会 学習に重点」、『東京華僑会報』一九五四年六月十五日。
- (98) 会計部「会費の重要さ」、『中国留日学生報』一九五四年十一月十五日。
- (99) 「主張 同学会の進路 救済金停止に関連して」、『中国留日学生報』一九五七年六月一日。
- (100) 「第二二回全体会員代表大会開らかる 百家争鳴百家齊放の実あげる 第二日 救済金を大幅削減」、『中国留日学生報』一九五七年五月一日。
- (101) 「救済金に対する祖国の意向 第十一次帰国船乗船代表に聞く」、『中国留日学生報』一九五七年六月一日。
- (102) 「主張 同学会の進路 救済金停止に関連して」、『中国留日学生報』一九五七年六月一日。
- (103) 「学生報が復刊」、『華僑報』一九五七年十二月二十一日。
- (104) 前掲王雪萍「留日学生の選択—〈愛国〉と〈歴史〉」。
- (105) 「中華人民共和国成立に関する声明書」『中国留日学生報』一九四九年十月十一日。「中国留学日本同学總会致毛沢東主席函」（中国外交部档案館档案、一〇五一〇〇〇一二一〇一、一九五〇年三月二十五日）。
- (106) 「救済金の支給について 同学総会執行委員会第十八次委員会決定」、『中国留日学生報』一九五三年十月二十五日。

戦後日本と中国・朝鮮

— プランゲ文庫を一つの手がかりとして

二〇一三年三月一五日第一版第一刷印刷
二〇一三年三月二十五日第一版第一刷発行

定価 [本体七〇〇〇円+税]

編者 大里浩秋

発行者

山本

実秋

発行所

研文出版

(山本書店出版部)

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町二一七

T E L 03(3261)9333
F A X 03(3261)6276
製本 壙モリモト印刷
製本 壙モリモト印刷

神奈川大学人文学研究叢書
32

ISBN978-4-87636-359-9